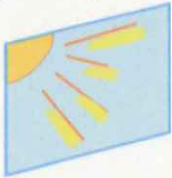




消費者注意報

CASE.8

クリーニングに出したお気に入りの服が…



そろそろ春物の服を出しておこうかな



あれ？縮んでいない？それにこんなシミ、クリーニングに出す前はなかったはず…

1 2
4 3



この服縮んでるわよ！それにこのシミ、クリーニングするときについたんじゃないの！



あーあ、2、3回しか着ていないのに…



京のチェックポイント!!

Q. どんなクリーニングトラブルがあるの？

A. クリーニングに出したら、「ボタンなどの付属品が紛失した」「裾が擦り切れていた」「シミがついていた」「洗濯前の風合いがなくなった」など様々なトラブルがあります。

Q. トラブルにあったらどうしたらいいの？

A. 洗濯物を受取った後は、なるべく早くポリカバーをはずし点検しましょう。異常があった場合は、クリーニング店に状態を確認してもらい説明を求めましょう。衣料品自体に問題があったり経時劣化や保存方法などクリーニング以外に原因がある場合もあります。

Q. 預けた品が紛失したり、着られなくなってしまったら補償はどうなるの？

A. クリーニング事故について、クリーニング店が損害賠償を負う際の基準として「クリーニング事故賠償基準」があります。原則として適用されるのは、LDマーク店※1またはSマーク店※2です。一方、客がクリーニングした物を受取った後6か月を経過したときなど、本基準による賠償額の支払いを免れるケースもあります。詳しいことは消費生活センターにお問い合わせください。（※1※2については裏面参照）

ご相談はお近くの消費生活センターへ

クリーニングトラブルの意外な原因



ポリウレタンがコーティングされた衣料品は、クリーニングによって劣化が表面化され、生地の一部がはがれることやその部分を触ると周りの生地がぼろぼろと落ちることがあります。



ドライクリーニングでは、汗などの水溶性の汚れは完全には落とすことができません。汗の成分が残ってしまった場合、保管中に汗の成分の作用で変色を起こすことがあります。



衣類は着用するだけでもダメージを受けます。また、時間とともに素材の劣化が進むこともあります。クリーニングに出せば新品同様になって戻ってくるわけではありません。



クリーニング店を利用するときのチェックポイント

出す前に…

- ポケットの中を確認
- 取扱い絵表示を確認
- 衣料品の状態を確認
- 装飾品を確認

預ける時は…

- スーツやアンサンブルなどセット物は一緒に預ける
- シミや汚れを伝える（汗抜きを依頼する等）
- 素材や加工、デザインの特徴を伝える
- 預かり票を受け取り、仕上がり日を確認

受取った後は…

- 預けた品であるか、数に間違いがないか確認
- 依頼したシミや汚れが取れているか、色落ちや汚れがついてないかすぐに点検
- ポリカバーを外し、暗所で保管

● 以下のマークを掲示している店では、原則「**クリーニング事故賠償基準**」をもとに対応しています ●



※1 京LDマーク
京都府クリーニング生活衛生同業組合の加盟店



※2 Sマーク
「標準営業約款」の登録店

不安なときは
まずお電話を！

消費者ホットライン 0570-064-370
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004

高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談（緊急のみ） 075-257-9002